

議場又は委員会議室に入る者は、通常室内で使用するものではない帽子、外とう、襟巻、傘、つえの類を着用したり携帯したりできないこととなっています。しかし、歩行補助のために必要なときは、国会議員及び国会議員以外で本会議又は委員会に出席する者は議長に届け出れば、これら以外の者は議長の許可を得れば、議場又は委員会議室でつえを携帯することができます(参議院規則第209条、参議院先例445号)。

携杖(議場又は委員会議室へのつえの携帯)は、以前は一律に議長の許可を必要としていました。平成15年、共生社会に関する調査会から議長及び議院運営委員長に対し、ノーマライゼーションの理念を社会的に定着させるとの観点から、携杖許可制度の見直しについての要望書が提出され、これを受けて同年6月16日の参議院本会議で携杖に関する制度の見直しを内容とする参議院規則の一部改正案が全会一致をもって可決されました。この改正により議長の許可制が緩和され、国会議員及び国会議員以外で本会議又は委員会に出席する者は届出によってつえを携帯することができるようになりました。また、目的を「歩行補助のため」と明示し、視覚障害者がつえを使用する場合もこれに当たることが改めて確認されました。

国会議員のほか、「国会議員以外の出席者」として国会議員でない国務大臣や政府特別補佐人、政府参考人、公述人、証人、参考人等が本会議又は委員会に出席する場合、携杖届を提出し議長へ届け出れば、つえを携帯することができます。これら以外の者、例えば政府参考人の随行者や議員秘書、国会職員、会派職員等は携杖許可願を提出し議長の許可を得れば、つえを携帯することができます。

つえを携帯するときは、原則つえを携帯する日に、出席する会議が始まる前までに議長への届出を行うか議長の許可を得ることとなります。ただし、つえの使用が長期にわたると考えられる場合は、会期中又は議員の任期中の使用について届出をし、又は許可を受けることができます。会期中の使用を届け出た者又は許可された者は、閉会中について改めて届出や許可を受けなくても使用することができます。

なお、車椅子の使用及びけが等のために靴を履けない場合の上履きの使用も携杖と同様に取り扱われています(参議院先例445号、平成15年6月16日議運理事会決定)。

携杖に関連して投票委託があります。投票委託は正副議長等の選挙、内閣総理大臣の指名、記名投票による表決の際に、病気等のため登壇して投票できない議員から投票の持参を委託したい旨の申出があった場合、議長はこれを許可し、参事がその議席に至り、投票を受け取り、代わって投票するものです。あらかじめ投票委託の申出があったときは、議長は事前に許可しますが、その際、その旨を議院運営委員会理事会に報告することとなっています(参議院先例 50 号、89 号、334 号)。なお、本会議を欠席する場合は、投票を委託することはできません。

たかはし みかこ (髙橋 美香子・議事部議事課)